

南幌都市計画区域（南幌町）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、南幌都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

南幌都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	南 幌 町	行政区域の全部	約 8,136 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の南部に位置し、農業を基幹産業として発展してきた。

札幌圏の近郊にありながら、郊外には水田と防風林で構成される美しい田園風景が広がっている。

市街地は、計画的な住宅地開発や工業団地開発により形成され、都市住民の転入により人口は一時的に増加してきたが、社会・経済情勢の変化や出生数の減少による少子化の影響により人口は減少傾向に転じ、購買力は札幌圏に流出し、中心市街地の活気は衰えている。

また、市街地内の未利用地や未造成地については、状況等も踏まえ適切な土地利用を図る必要がある。

今後は、計画的に整備されたコンパクトな市街地に多様な都市機能の集積を図ることにより、住民誰もが快適で暮らしやすい都市空間を形成し、利便性の高く、歩いて暮らせるまちづくりや、市街地内での住民の交流、都市と農村の交流、札幌圏との交流など様々な交流を育むにぎわいのあるまちづくりを進めていくことが求められる。

本区域の都市づくりでは、風土と歴史に育まれてきた田園文化を大切にしながら、都市と農村の交流活動が展開され、すべての人々が生き生きとし健やかに暮らしていけるまちを目指して、「緑豊かな田園文化のまち」をまちの将来像とするとともに次の4つのまちづくりの目標を掲げている。

- ・ 田園風景と快適な暮らしを支える土地利用の形成
- ・ 交流を支える交通網の形成
- ・ 防風林と河川からなる水とみどりの骨格軸の形成
- ・ 安心して暮らせる住宅・住環境の形成

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数については減少の傾向を示し、産業については停滞している状況である。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える計画等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めなかったこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域ではまちの将来像である緑豊かな田園文化のまちを支えるために、田園風景を保全するまちづくりを目指し、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は出生数の減少による人口減少、少子高齢化が進行し、中心市街地における活気の衰えなどが課題となっている。

このため、本区域では、まちをとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成するが、計画的開発による低層住宅を主体とした専用住宅地を基本とし、良好な住環境の維持に努める。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲に配置し、中低層住宅を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図るとともに、周辺住宅地や沿道サービスのための小規模な店舗等の計画的な立地を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・3・4・6号公和通（一般道道南幌向停車場線）及び3・4・1号中央通（一般道道南幌向停車場線）の交差点付近に中心商業業務地を配置し、商店街自らの取組みと連携し、中心市街地の活性化を図る。
- ・元町地区の3・4・3号本通（国道337号）の沿道には沿道商業業務地を配置し、沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業地

- ・南幌工業団地は、今後とも一般工業地として位置づけ、広域幹線道路に接し今後は、地域高規格道路 道央圏連絡道路を活用した物流の効率化も見込まれることから、札幌圏に近接する有利な立地条件を生かした企業誘致や工業施設の立地促進を図る。
- ・晩翠工業団地には、引き続き一般工業地を配置し、緑化等による工業団地内の環境の向上を図りながら、工業地としての機能の維持増進を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・市街地においては、緑化の推進や歩行者のためのユニバーサルデザイン化に努める。
- ・住宅地のうち未造成地については、良好な住宅地の供給を基本としながら、開発者や住民等との合意形成や周辺環境との調和等に配慮しつつ、土地利用の検討を進める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・耕地防風林等は南幌町の田園景観を特徴づける要素であることから、補植など適正な管理による保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途白地地域に位置する夕張太地区の既存住宅地については、農村環境と調和した住宅地としてコミュニティの維持を図ることとし、必要に応じて特定用途制限地域などを定めることにより、住環境の保全を図る。
- ・地域高規格道路 道央圏連絡道路におけるランプ周辺等の土地利用については、特定用途制限地域などを定めることにより、秩序ある土地利用を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携空知地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワーク

の形成を図り、アクセス道路の整備を進める。

- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点（パークアンドライド駐車場など）の整備を進める。
- ・本区域の市街地は、明確に区画割されており、利便性の高い、快適でコンパクトな市街地形成に配慮した道路網の構築に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (目標年)
幹線街路網密度	3.11km/Km ²	3.11km/Km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路道央圏連絡道路（国道337号）の整備が進められていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・3号本通（国道337号、一般道道長沼南幌線）及び3・4・7号青葉通（国道337号、一般道道栗山北広島線）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・1号中央通（一般道道南幌向停車場線）、3・4・2号田園通（一般道道長沼南幌線）、3・4・4号緑栄通（一般道道栗沢南幌線及び江別長沼線）、3・4・6号公和通（一般道道南幌向停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成27年(2015年)で71.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水を防ぎ、衛生的な

都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、江別南幌公共下水道の整備を促進し、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

b 河川

- ・夕張川、千歳川及び旧夕張川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

夕張川、千歳川及び旧夕張川については、河道の掘削又は堤防の整備等に努めるとともに、千歳川については、遊水地群の整備の促進に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備区域の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
また、ポンプ施設の老朽化に伴う改築及び耐震化事業について検討を行う。
- ・夕張川、千歳川及び旧夕張川の整備の促進に努めるとともに、千歳川流域においては、内水対策及び流域対策として、遊水地整備の促進に努める。

(3) その他の都市施設

- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・本区域の都市計画に定められている一団地の住宅施設については、今後も適正な維持管理を行うとともに、未造成地については、良好な住宅地の供給を基本とし、さまざまな視点から利活用について検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・本区域は、市街地の外縁部を流れる夕張川、千歳川及び旧夕張川の河川空間と市街地周辺にある防風林が緑の骨格を成しており、それらにより良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、三重湖公園、三重緑地公園、なんぼろ親水公園及びなんぼろリバーサイド公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、元町公園、中央公園及び柳陽公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地として、中央公園を配置する。

d **景観構成系統**

本区域の豊かな田園風景と調和した防風林・街路樹の整備、保全を図る。

歩行者専用道路のみどり通は、各街区及び公園を結び街路樹等の緑の資源を生かして配置する。

e **その他の系統**

地域特有の歴史を有する晩翠農業基盤記念公園を配置する。

② **コンパクトなまちづくりに係る配置方針**

・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。